

経済振興委員会報告資料

北崎地区における  
海辺の観光周遊コース形成に向けた  
立ち寄りスポットの方向性について

令和4年6月  
経済観光文化局

# ■北崎地区における海辺の観光周遊コース形成に向けた立ち寄りスポットの方向性について

## 1 事業概要（R4.2月報告）

### （1）事業概要について

＜海辺を活かした観光振興（Fukuoka East&West Coast）＞ ※ 令和2年度から事業開始  
豊かな自然環境を有する農山漁村地域の志賀島・北崎地区において、海辺の観光周遊コースの形成に向け、写真を撮りたくなる海辺の魅力づくりなど、ソフト・ハード面から取り組む。

▶ 具体的な取り組みとして、**エリアの周遊促進に資する立ち寄りスポット**を検討

### （2）北崎地区における立ち寄りスポットについて

- 魅力的な海辺空間を有しており、二見ヶ浦エリアを中心に多くの観光客が来訪している。
- 地域からは、二見ヶ浦エリアにおける観光シーズン等の来訪者集中による交通混雑やその周辺地域での消費拡大、良好な自然環境の維持等が課題とのご意見をいただいている。
- 土地利用規制緩和制度の創設等により、民間事業者による地域活性化機運が高まっている。

○持続可能な観光振興を図るため、交通混雑の緩和に資する交通手段の乗り換えや情報発信、休憩機能を含むエリアの周遊を促進する立ち寄りスポットについて検討。

○多くの観光客が来訪する二見ヶ浦エリアが周遊の起点に効果的であるため、エリアの東の入口に位置する下記検討エリア（市有地）において、地域と連携し検討。



周遊のイメージ



検討予定エリア（市有地）

所在地	西区大字西浦字長崎311番外
面積	約5,300㎡
主な規制	市街化調整区域 建ぺい率:40%容積率:50% 自然公園法(第3種特別地域) 建ぺい率:20%容積率:60%

市有地の概要

## 2 立ち寄りスポットの方向性

### （1）公募概要について

- 立ち寄りスポットは、海辺空間を活用した魅力的な活用が期待されるため、**公募型プロポーザル方式**による民間活力の導入を基本とし、**地域と連携しながら実施する。**
- 自然環境に配慮した土地活用とするため、**市が造成**を行い、**導入機能（駐車場等）については、地域と連携しながら、原則事業者負担により整備・運営を行う。**

〔 ・トイレの整備や情報発信機能等に対して、一部市負担を検討  
・事業者とは、**定期借地権設定による借地契約（事業期間10～20年）の締結を想定** 〕

## (2) 導入機能について

- 周遊促進・地域の活性化、受入環境の向上等の観点から、導入機能を決定。

### 導入機能のイメージ (案)

#### ①北崎地区の周遊促進・地域の活性化に資する機能

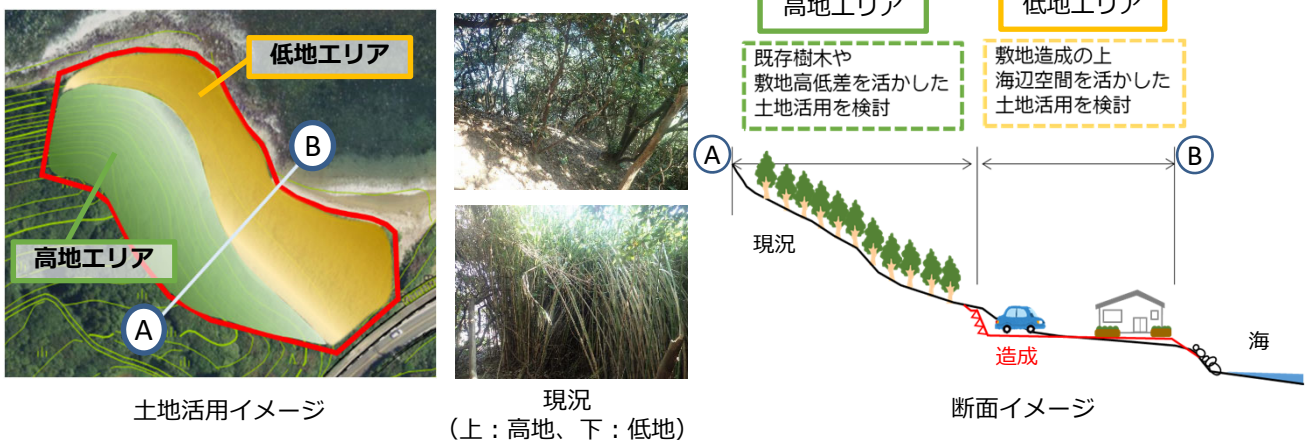
(具体的な機能) ・レンタサイクル等の二次交通 ・北崎地区の情報発信機能

#### ②二見ヶ浦エリアにおける受入環境を向上する機能

(具体的な機能) ・駐車場 (50台程度) ・トイレ ・休憩スペース ・サイクルポート

## (3) 土地活用について

- 豊かな自然環境を活かした土地活用について、**低地エリア・高地エリア**毎に検討。
- 低地エリア**については、一部外来種が繁茂し、立ち入りが困難なエリアとなっているため、環境に配慮した構造物の活用や植樹等を行い、**みどりと海辺空間を活かした土地活用**を行う。
- 高地エリア**については、常緑樹等が生育するエリアとなっているため、**既存樹木や高地を活かした展望スポット等**による土地活用を実施。
- 導入機能の整備は、**原則低地エリア中心**に行う。



## 3 今後の進め方

- 引き続き地域と連携しながら方向性を決定し、詳細な公募条件の設定を行った上で、今年度中の公募および早期の供用開始を目指す。

